

## 既に出向中の駐在員の家族証明を入手して2020年3月末の2019年の個人所得税申告に備える

- 戸籍謄本の取得代行 (デロイトトーマツ行政書士法人による対応)  
配偶者/扶養控除に必要な戸籍謄本取得の代行業務をご提供します
  - ✓ 戸籍謄本の取得代行に必要な委任状等の書類手配・回収
  - ✓ 戸籍謄本の取得・在タイ日本大使館での翻訳

2~3 週間程度

## 過少申告が判明した場合は、修正申告書の作成、提出及び納税を早期に行う

- 修正申告書の作成、提出及び納税  
早期に修正申告書の提出し納税することで、サーチャージ(延滞金)を最小にします
  - ✓ 本税に達するまで過少申告額に月1.5%のサーチャージが課される
  - ✓ 早期に発見することがタイ法人の税務リスク削減を可能にする

1か月程度

## 2017年以前から赴任している駐在員の家族証明を入手して2017年以前の還付申告を行う

- 還付申告の実施  
配偶者/扶養控除に必要な家族証明書を取得し、修正申告書の作成・提出を行います
  - ✓ 家族証明書を手入手する必要がある
  - ✓ 還付金は駐在員個人の銀行口座へ入金される

長期間を要する